

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

(グループホーム) ひなた

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(袋井市指定 2297300101第号)

_____様

当事業所は、ご契約者に対して介護予防対象者を含む認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供サービスの内容、サービスの利用にあたってご理解いただきたいことを次のとおり説明します。

◆◆目次◆◆

1	事業者	2
2	利用事業所の概要	2・3
3	職員の配置状況	3
4	当事業所が提供するサービスと利用料金	4・5
5	苦情・相談の受付と解決手順	6
6	運営推進会議の設置	7
7	協力医療機関と連携施設	7
8	非常災害・緊急時の対応	7
9	身体拘束の廃止	7
10	秘密保持と個人情報の取り扱い	7・8
11	事故発生時の対応	8
12	サービスの第三者評価	9
13	サービス利用にあたっての留意事項	9

社会福祉法人 三宝会

令和4年. 6. 1

1 事業者

(1) 利用する事業所（グループホームひなた）は、(福) 三宝会が設置、運営します。

法人名	社会福祉法人 三宝会
法人所在地	静岡県袋井市浅名 1 5 7 7 - 1 (〒437-1102)
電話番号	(0 5 3 8) 3 0 - 7 8 2 5
代表者氏名	理事長 岡 田 泰 稔
設立年月日	昭和 5 3 年 3 月 3 1 日

(2) 事業者が指定を受けている他の介護保険事業所は次のとおりです。

事業所の種類と名称	利用定員	指定年月日
介護老人福祉施設	9 0 名	平成 1 2 年 3 月 1 日
短期入所生活介護 紫雲の園	9 名	平成 1 2 年 3 月 1 日
介護予防短期入所生活介護		平成 1 8 年 4 月 1 日
通所介護相当サービス	5 0 名	平成 3 0 年 4 月 1 日
通所型サービス A 浅羽デイサービスセンター	1 5 名	平成 2 9 年 4 月 1 日
居宅介護支援事業 浅羽ケアマネジメントセンター	—	平成 1 1 年 8 月 1 日
居宅介護予防支援事業 浅羽地域包括支援センター	—	平成 1 8 年 4 月 1 日
小規模多機能型居宅介護事業所 ひなた	2 9 名	平成 2 3 年 4 月 1 日

2 利用事業所の概要

利用事業所（グループホームひなた）の概要は、次のとおりです。

サービス種類	認知症対応型共同生活介護事業所 介護予防認知症対応型共同生活事業所
事業所番号	袋井市指定 第 2 2 9 7 3 0 0 0 3 6 号
目的	認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護とその他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なう事により、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営む事が出来るようにする事を目的とします。地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、地域の中での役割や、繋がりをケアに繁栄します。
名称	グループホーム ひなた
所在地	静岡県袋井市浅羽 8 4 - 9 (〒437-1101)
連絡先	電話番号 (0 5 3 8) 2 4 - 7 3 7 0 F A X 番号 (0 5 3 8) 2 4 - 7 3 7 1

管理者の氏名	柞木 晃
運営方針	利用者一人ひとりの意思、人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行います。サービスの提供にあたっては、地域との結びつきを重視し、地域の社会資源との連携を図ります。
開設年月日	令和3年4月1日
入居定員	18名 9名2ユニット
設備等の概要	設備基準を満たしています。 居室・・・個室18部屋（1部屋7.45㎡）9名2ユニット 原則個室（定員1名） ※利用者の処遇上必要と認められる場合は定員を2名とする事が出来ます。 各居室 ベッド ローチェストを備品として備えます リビング・・・各フロア 1 食堂・・・各フロア 1 リビング、食堂は利用者の使用できる十分な広さを確保し、テーブルや椅子、食器類等の備品を備えます。 台所・・・各フロア 1 浴室・・・個人浴室 2室 消火設備・・・簡易スプリンクラー 自動火災通報装置 非常用照明 誘導灯 消火器
入所要件	袋井市内に住所をお持ちの方 介護保険 要支援2～要介護5の方 認知症の診断の有る方
事業実施時間	24時間 365日

3 職員の配置状況

利用者に対する職員数の配置(基準遵守)を確保して、サービスの提供にあたります。職員の勤務時間については8:00～17:00を基本とする7:00～19:00の間で、夜勤は17:00～翌日10:00のシフト制をとって対応します。

職員の職種	常勤		非常勤		指定基準
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1名			*兼務可
計画作成担当者		1名			*兼務可
介護職員	11名	1名	1名		*日中、利用者3名に1名

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、登録利用者に対して次のサービスを提供します。サービスの内容は介護保険の給付対象のものと、給付対象外となるものがあります。

(1) 介護保険の給付対象サービス

①ケアプランの作成と評価、サービスの調整	
<p>認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者、ご家族とともに希望、置かれている環境等に合わせて作成、ご提案します。</p> <p>サービス利用中は利用者の生活状況、介護状況等の把握に努め、地域の社会資源の活用、連携を含めて見直しを行います。</p> <p>利用者の様態やご家族の事情と事業所全体の状況等を勘案して、サービス利用の調整・相談をさせていただきます。</p>	
②食事	食事の提供及び食事摂取の見守り、介護をします。利用者と一緒に盛り付けや調理も行います。
③入浴	入浴または清拭を行ないます。衣類の着脱、身体の清拭、洗髪や洗身の援助をします。
④排泄	利用者の容態や希望に応じて適切な介護、援助をします。
⑤健康チェック	<p>血圧測定等の利用者の全身状態の観察、把握をします。</p> <p>内服管理、投薬、主治医とも連携し、心身の健康管理を行います。</p>
⑥余暇活動	利用者の容態や希望に応じ、レクリエーションや体操、季節行事、地域イベント等への参加を援助します。
⑦その他	相談援助サービス、行政手続代行 等

[介護保険給付サービスの利用料金]

各サービスとケアプランの作成分を含めた利用者の介護度ごとの給付費は「日額」を基準として請求します。事業所の体制や利用者ごとの加算分を加えた額から、介護保険給付額を除いた金額を利用料としてお支払いいただきます。

状態区分	単位数 (1日)	
要支援 2	<p>*別紙参照</p> <p>厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の単位。</p>	<p>日額を基準として計算します。</p> <p>30日の月と31日の月では、請求額が異なります。</p>
要介護 1		
要介護 2		
要介護 3		
要介護 4		
要介護 5		

《加算単位数 利用者ごとに算定対象となるもののみ》

※ 袋井市は1単位 10.14円で計算されます。(少数点以下の端数処理が生じます)。

(2) 介護保険の給付対象外サービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。

家賃	1日 2000円 居室及び共用スペースの利用料 ※生活保護の方 1日 1200円	1カ月(30日) 60000円 日数により変動有り 1カ月(30日) 37200円 日数により変動有り
食費・光熱費	1日 1500円 食事に要する食材費、調理費 生活に掛かる光熱費等	1カ月(30日) 45000円 日数により変動有り
敷金	いたしません	
礼金	いたしません	
医療費	定期回診 受診 薬代等	利用の有無、回数等により利用者ごとに計算します。
おむつ代	紙パンツ パット代等	
理美容代	理美容業者による理美容代	
その他	嗜好品の購入 教養娯楽費(レクリエーション、諸活動の材料代等)	

※月途中からの入退所、入院等あった場合「食費・光熱費」については日割り計算での請求となります。

※月の日数により請求金額が変動します。

※食事・光熱費は一日の食数に関係無く、1日の金額での請求となります。

※月の途中から入院等あった場合も「家賃」についてはご請求させていただきます。

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、料金を変更することがあります。

※居室についてはご本人及び他の利用者様の状況も勘案し、変動が有ります。ユニットを跨いでの変更も有り得ます。ご相談させていただきます。

(3) 利用料金の支払い方法

1ヶ月間の利用料金を、利用者指定の口座より、翌月の27日に自動振り替えによりお支払いいただきます(27日が土、日、祝日の場合は翌日となります)。

(4) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録します。また、この記録は2年間保存します。

5 苦情・相談の受付と解決手順

(1) 当事業所における苦情や相談の受付は、次の専用窓口で対応します。

受付窓口	窓口担当者 水間 貴子 解決責任者 柞木 晃
受付時間	9時から17時
利用方法	電話：(0538) 24-7370 面接：事業所内相談室 利用者ご自宅、郵送、事業所の受付箱（玄関）もご利用ください。

(2) その他の苦情や相談の受付機関

(福) 三宝会 第三者委員	石黒久博 電話 (0538) 23-2991 江川唯姫子 電話 (0538) 24-0679
静岡県国民健康保険 団体連合会	〒420-8558 静岡市葵区春日2丁目4-34 電話 (054) 253-5590
静岡県福祉サービス 運営適正化委員会	〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内 電話 (054) 653-0840
袋井市 保険課 介護保険係	(0538) 44-3152

*各市町の介護保険係、静岡県の各健康福祉センターの介護保険係でも受付します。

(3) 苦情・相談の解決手順

苦情または相談があった場合には、利用者の状況、事実を詳細に把握するように努め、状況の聞き取りや事情の確認のための訪問を実施するなど、問題点を把握した上で検討を行い、再発防止の対策を進めます。状況内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。

6 運営推進会議の設置

当事業所では、地域に密着し、開かれたものとするために及び事業所やサービスの内容を把握していただくために運営推進会議を開催し、事業の内容報告やその評価、要望、助言等を交換します。

構成員	利用者、利用者のご家族、地域住民の代表、市職員または地域包括支援センターの職員、事業について知見を有する者等で構成します。
開催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

7 協力医療機関と連携施設

当事業所では、病状の変化や相談事項が発生した場合の協力医療機関、緊急時等の相談機関として次の機関と連携をとります。

協力医療機関	徳永医院 袋井市西同笠 1 4 9 - 1 電話 (0 5 3 8) 2 3 - 2 0 1 7
協力歯科医療機関	スマイル歯科 袋井市浅羽 1 1 4 - 3 電話 (0 5 3 8) 2 3 - 6 4 8 0
連携施設	介護老人福祉施設 紫雲の園 袋井市浅名 1 5 7 7 - 1 電話 (0 5 3 8) 2 3 - 4 7 1 0

8 非常災害・緊急時の対応

(1) 利用中に非常災害が発生した場合は、当事業所の防災計画に沿って、迅速に、より安全な避難誘導を行います。また、避難誘導、救出、消火等の必要な訓練を定期的に、利用者も参加して行います。

(2) 地震、風水害などの自然災害で、予知できるものに対しては、利用者の安全を優先した調整を行います。突発的な予知できない場合の災害の責は、事業所にはありません。

(3) サービス利用中に利用者の容態変化等があった場合は、主治医への連絡と受診を基本に、緊急を要する場合は救急要請するなどの対応をとります。同時に、ご家族にも連絡をとり最善の方法を協議します。

9 身体拘束の廃止

事業所及び職員は、利用者に対する身体拘束、その他の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者本人または他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、適正な手続きのもとで身体等の拘束を行う場合があります。この場合は、ご家族への定期的な報告、必要に応じて情報の開示に努めます。

10 秘密保持と個人情報の取り扱い

(1) 利用者及びご家族に関する秘密の保持

事業所及び職員は、サービスの提供にあたり、収集、知り得た利用者、ご家族に関する情報・秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の取り扱い

事業所及び職員は、サービスの提供にあたり、利用者及びご家族、他の関係機関から収集した個人情報を、(福) 三宝会の「個人情報保護に関する基本方針」のもと、次の目的以外に利用しないこととします。

事業所内での利用目的
<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録利用申込み者の管理 ・ 利用者へのサービスの提供 知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成 円滑なサービスの提供等 ・ 介護保険事務 ・ 利用者のために行う管理運営業務 登録・登録解除の管理、会計、事故報告、サービスの向上のための記録等 ・ 事業所のために行う管理運営業務 介護サービスや業務の維持・改善のための資料の作成、学生などの実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等
事業所外への情報提供としての目的
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所業務の一部を外部業者へ業務委託を行う場合 ・ 他の介護事業者、行政（保険者）との連携、連絡調整等が必要な場合 ・ 利用者の受診にあたり、医師に介護記録や介護計画を提供する場合 ・ ご家族への利用者の様態、生活状況の説明 ・ 研修等の実習生やボランティアの受入れ、地域行事等に必要な場合 ・ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社への相談または届出等
その他の利用目的
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部監査機関への情報提供 ・ 外部研修、運営推進会議などの基礎資料

*上記以外の目的で利用者の個人情報を利用する場合は、あらかじめ利用者から同意を得た上で利用します。利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはしません。

12 事故発生時の対応

(1) サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族、市町、関係医療機関等への連絡を行い、必要な措置を講じます。また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、原因の究明や改善策の検討を行います。

(2) サービス提供中において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所加入の損害賠償保険に基づく対応をします。

(3) 安全対策担当者の定め、事故発生防止等の為、措置を講じます。

13 サービスの第三者評価

ひなたが提供するサービスに対する評価は、福祉サービス第三者評価機関による評価または運営推進会議等を活用した第三者評価の方法で実施します。受審した評価の結果は、

直近のものを事業所内に設置および三宝会ホームページに掲載して閲覧できるようにします。

14 サービス利用にあたっての留意事項

(1) 必要書類の確認

サービス利用の際は、介護保険被保険者証をご提示ください。また、必要に応じてご提示いただく証書、書類があります。

(2) 事業所への情報提供

緊急連絡先の変更、利用者の様態や環境等に変化があった場合は、事業所にもご連絡ください。

(3) 外出や外泊を希望される場合

所定の手続きにより管理者へ届出をお願いします。

(4) 長期休止

サービスを休止して（入院等）1ヶ月以上経過する場合は、契約の終了について相談させていただきます。

(5) 退所の申し出

他の介護施設や医療施設への入所等、施設を退所される場合、原則2週間前迄に申し出をお願い致します。

(6) 感染症対策

利用者やご家族、事業所内で感染症の恐れがあるときは、予防的な処置をとらせていただくことがあります。

(7) 実習生、ボランティア、地域住民の受入れ

事業所では、社会活動への貢献や地域に開かれたものとするために、学生やボランティア、地域住民の受入れをします。この際には、利用者の個人情報の取り扱いに留意して対応します。また、ご家族の来所はいつでも構いません。

(8) 禁止事項

事業所内では、他の利用者へ迷惑を及ぼす行為（宗教活動、けんか、風紀を乱す行為、指定場所以外での喫煙、危険物の持ち込みや営利行為など）は禁止とします。また、事業所内の物品を故意に壊したり、持ち出しすることはできません。

グループホームひなた重要事項説明—同意書

グループホームひなたのサービスの提供開始に際し、本書面に基づき、重要事項及び個人情報の取り扱いに関する説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 静岡県袋井市浅名 1 5 7 7 - 1
法人名 社会福祉法人 三宝会
代表者 理事長 岡田 泰稔

事業所 グループホーム ひなた
管理者 柞木 晃
説明者 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び個人情報の取り扱いに関する説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

署名代行者 住所 _____

氏名 _____

(利用者との関係 : _____)

署名代行の理由 _____